

# 仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度 和歌山県沖における洋上風力発電に関する漁業操業実態調査業務  
(以下、「本業務」という。)

## 2 目的

令和6年9月に「準備区域」として整理された2海域は、平成30年度から令和2年度にかけて作成した「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ」を基礎とするが、当該マップの作成時には、漁業操業実態の精緻な聞き取りを行っていない。

このため、今回の調査では、今後の「有望区域」化を念頭に、当該2海域周辺の漁業操業実態について丁寧な聞き取り等を行い、事業検討エリアを精査する。

## 3 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

## 4 業務委託内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、関係法令の遵守に努め、効率的な業務遂行を図るものとする。また、委託業務を実施する上で確認を要する事項が生じた場合においては、発注者である和歌山県（以下、「発注者」という。）と協議・調整を行い、その指示に従うものとする。

なお、委託業務の実施に伴う漁業者の訪問には、原則として県職員（成長産業推進課及び水産職職員を想定）が同行するものとする。

### (1) 事業検討エリア素案の作成（令和7年9月30日を目途として実施）

・発注者から提供する別表記載の既存情報を事前に整理の上、別表記載の対象海域における漁業操業実態（漁業権漁業、許可漁業及び自由漁業を含む一切の漁業に係る実態）に関して、別表記載の対象漁協の代表者等に、別表記載の項目の面接聞き取りを実施し、その結果を整理する。なお、面接聞き取りにあたっては、各漁協の意向に十分に配慮することとし、各漁協の要望に応じて漁業種類毎の代表者、部会長等に対する面接聞き取りを実施することも想定する。

(別表)

既存情報	漁業権漁業：漁場の位置、漁業種類、漁業時期、漁業権者 等 許可漁業：漁業種類、漁協別経営体数、操業区域 等
対象海域	令和6年9月に「準備区域」として整理された和歌山県沖（東側）及び和歌山県沖（西側・浮体）海域並びにその周辺海域

対 象 漁 協	県下全 20 漁協
聞き取り項目	漁業種類毎に、操業範囲、着業統数、操業期間、その他上記 2 の 目的を達成する上で聞き取りが必要な項目

- ・上記により整理した結果及び発注者から提供する他の先行利用者に関する情報（船舶航行、防衛関係等）に基づき事業検討エリア素案を作成する。

(2) 事業検討エリア案の作成

- ・上記（1）の面接聞き取り先のうち利害関係者となる可能性のある県内漁協等に対し、上記（1）により作成した事業検討エリア素案に対する意見聴取等を実施し、その結果を整理する。
- ・上記により整理した結果及び発注者から提供する他の先行利用者に関する情報（県外漁業者、船舶航行、防衛関係等）に基づき事業検討エリア案を作成する。

(3) 報告書の作成

上記（1）及び（2）の業務の実施結果を踏まえ、報告書を作成するものとする。  
なお、報告書の作成にあたっては、必要に応じて発注者へ確認をとるものとする。

5 成果品

本業務の成果品は、以下の通りとする。

- (1) 報告書                    1 部
- (2) 業務資料（面接聞き取り結果、収集資料、作成資料等）                    1 部
- (3) 上記（1）及び（2）に係る電子データ                    1 式

6 秘密の厳守

受託者は、本業務で使用する各種資料・データ等に含まれる行政秘密や個人情報の紛失、漏洩がないように、各種資料及びデータのセキュリティ対策を講じるものとする。また、受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の内容及び範囲について発注者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 業務実施に係る打合せ及び協議は原則として和歌山県庁内で行う（必要に応じてオンライン形式での打合せ及び協議を可とする）。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、発注者へ提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の進捗に関し、随時報告を行うこと。
- (5) 本業務の報告書の公開の有無及び公開内容については受託者と発注者が協議の上決定する。

- (6) 本事業による成果品に関わる著作権は発注者に帰属する。
- (7) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (8) その他、本仕様書に記載のない事項については、受託者と発注者が協議の上決定する。